

産業廃棄物処理



～上村組の問題～
G2 梅岡 伊藤 奥村 安井



株式会社上村組の概要

- 本社・・・京都市下京区東中筋六条上る天使突抜4丁目362の1
- 北営業所・・・京都府京都市北区上賀茂十三石山138
- 創業・・・昭和38年1月1日
- 設立・・・昭和57年3月24日
- 代表者・・・代表取締役会長 上村貞宣
代表取締役社長 上村 学

上村組の主な活動

- 総合建物解体
- 中間処理
- 産業廃棄物収集運搬
- ISO14001認証取得
- クリーンキャンペーンを行っている。(年2回)



上村組の基本方針

- 北山の緑と清流を守り、環境保全に努める。
- すべての事業活動を通じ環境保全活動に努めるとともに環境汚染の予防に努める。
- 地球環境、近隣の方の住環境に配慮した解体工事を行うよう努力します。
- この環境方針は、全従業員に周知するとともに、一般にも公表します。

上村組の作業工程

- 1. 選別

会社の中間処理場にて再資源化ができるもの・できないものに分別。

- 2. 中間処理

中間処理を行い、破砕機で破砕します。

- 3. 最終処理場

再資源化できるものは、会社のリサイクル協力業者へ運搬し、廃棄物は最終処理場に運搬する。

ISO14001について

- 国際標準化機構が発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格 (IS) の総称。
- ISO14000シリーズは1992年の地球サミットをきっかけとして規格策定が始まり、1996年に発行開始。
- 環境マネジメントシステムを構築するための要求事項が規定されている。



ISO14001の取得過程

- 1. PLAN (計画)・・・環境対策の方針を策定し、これを元の実施計画を作成する。
- 2. DO (実行) 実施計画に基づいて計画を実行する。
- 3. CHECK (点検・評価) 計画が実行されているか点検し、不適切な場合はその問題点を記録する。
- 4. ACTION (改善) 問題点を把握し、企業の経営トップはマネジメントシステムが適切かどうか判断する。

このPCDAのサイクルを繰り返すことで企業の環境対策を実行する。

上村組の問題

- ISO取得企業にもかかわらず、焼却炉の排気ガスから基準値(1立方メートルあたり10ナノグラム)の1,6倍のダイオキシンが検出された。
- 会社方針に近隣に迷惑をかけない概要が約束されているにもかかわらず、その近隣に空気汚染による被害を被っている。



問題が起こった結果

- 平成18年1月10日付けで改善命令書が上村組に出される。
- 同時に、焼却炉の使用停止命令も出される。
- 現在も焼却炉は活動停止中。しかし、産業廃棄物は運ばれてきている。

改善命令書の概要

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の2の6の規定により、下記のとおり産業廃棄物処理施設の改善及び使用停止を命じます。
- 命令の内容
 - (1) 本命令書交付の日から1年以内に、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度を法施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の7第5項で定める基準以下に維持できるよう改善する、若しくは、当該施設を廃止すること。
 - (2) 本命令書交付の日から、前記(1)の改善が完了したことを本市が確認するまでの間、当該施設の使用を停止すること。
 - (3) 前記(1)の改善に関する計画書又は当該施設の廃止届を提出すること。
- 命令の理由
本市が実施した前記焼却施設の排ガス中ダイオキシン類濃度の測定結果が、法第15条の2の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に適合しないため。

上村組が違反している産業物廃棄法

- 第十五条の二の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、産業廃棄物処理施設の設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。
- 一 第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第十五条の二第一項第一号若しくは第十五条の二の二に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。
- 二 産業廃棄物処理施設の設置者の能力が第十五条の二第一項第三号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。
- 第十五条の二の二 産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第十五条の二の五第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない

改善命令書が出されるまでの 地域住民の活動

- 回覧板で調査書を回し、各家庭で上村組の焼却炉を監視。
- 調査書に焼却炉や植村組の活動の様子を記入し、まとめ、地域住民に配布して上村組の活動停止を訴える。
- その調査書を京都市に提出。

近隣の人々の声



- 鴨川の上流に産業廃棄物中間処理施設が建てられて焼却炉の排煙からはダイオキシンも排出されて川も汚染され、周りの木々も濃い緑から、汚れた緑になり、空気も鼻をつく臭いになった。
- 平成10年から稼働している産廃の施設を撤去してください。土壌にダイオキシンがしみこみ、川に流れ込み、汚染しています。鴨川の上流がこのような現状のまま放置されることは由々しき事態です。
- 鴨川の源流に産業廃棄物中間処理施設はいらない！！
- ● ● etc

ダイオキシンについて



- ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) をまとめてダイオキシン類という。
- 廃棄物の焼却炉など、物を燃やすところから主に発生。
- 人的被害だけでなく、ダイオキシンは大気中の粒子にくっつき、土壌や川に落ち、プランクトンや魚などの生物にも蓄積される。

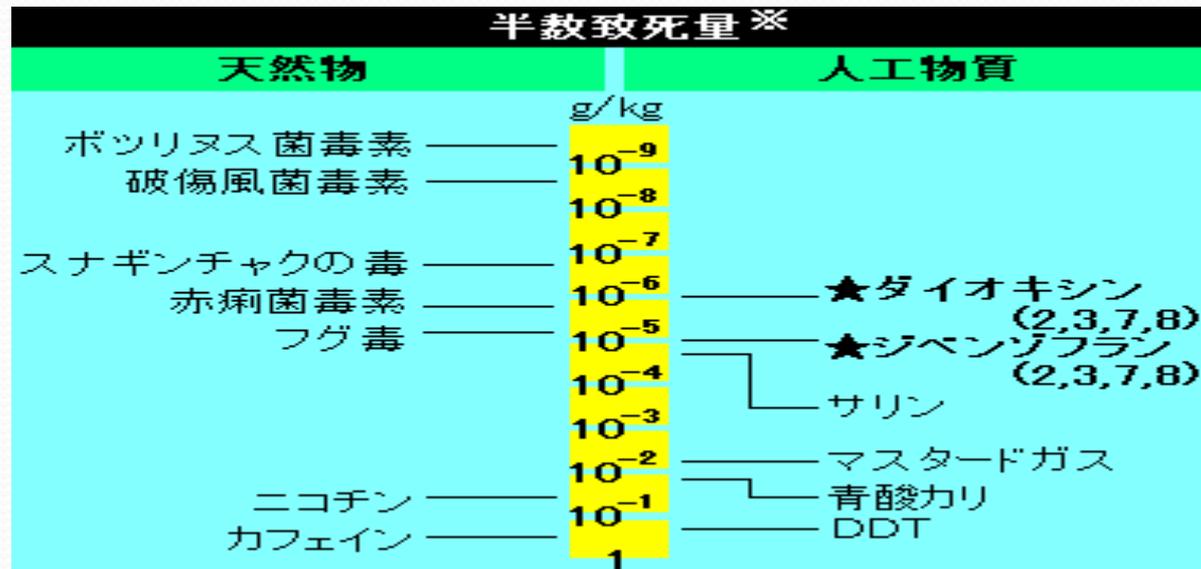
ダイオキシンの悪影響

- 発がん性を生じる。
- 甲状腺機能の低下や生殖器官が小さくなったり、免疫機能の低下を促進される。
- 奇形児が生まれる可能性がある。



ダイオキシンの危険性

いろいろな猛毒性物質



環境省 <http://www.erc.pref.fukui.jp/news/doo.html#ref>

※ねずみ(ラットやマウス)に与えたときに半数のねずみが死亡する量

周辺地域の調査結果

名称	試料採取日	試料採取場所	測定結果	環境基準
(株)上村組周辺	H18,2,10	A 北方向800m	2, 5	1000
		B 北方向200m	16	
		C 南東方向 4 0 0 m	240	
		D 南東方向 6 0 0 m	4, 2	
		E 南方向800m	20	

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000000/196/20060719-02.pdf#search='平成17年度京都市におけるダイオキシン類調査結果'>

まとめ



- ISOを取得しているからといって、優良企業ではない。
- 活動停止になるまでに時間がかかりすぎたので、京都市がもう少し早く、動き出すべきだった。
- これからも、地域住民が上村組を監視していくことが重要である。
- 上村組以外にもこのような企業があるので、全体的に監視を強化するべきである。

感想

- 身近な問題でありながら、その詳細までは知らずこのような経緯があったことをはじめて知った。
- 近隣の人が鴨川の近くに産廃業者が必要ではないと主張していたので、必要性の是非を市や住民に問うことが必要だと思った。
- ダイオキシンがどういう風に環境に影響するかを今回調べていかに危険なものかが分かった。
- 一度壊された環境を取り戻すことが重要であると思う。



参考文献

- 株式会社上村組HP
<http://www.uemura-g.com/>
- 京都市役所HP
<http://www.city.kyoto.lg.jp>
- 環境省HP
<http://www.erc.pref.fukui.jp/news/doo.html#ref>
- 書籍：ダイオキシン汚染《川名 英之》
 図解ISO14001早わかり《斉藤喜孝ほか》